

バーゼル銀行監督委員会による
最終規則文書
「暗号資産エクスポージャーに係る
プルデンシャルな取扱い」
の公表について

2023年1月
金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会による公表文書の理解促進の一助として作成されたものです。公表文書のより詳細な内容については必ず原文をご確認ください。当資料の無断転載・引用は固くお断りいたします。

目次

1. 経緯

2. 最終規則文書の概要

(1) 全体像・規制の枠組み

(2) 第二次市中協議を踏まえた主な変更点

(3) 継続的な検討課題への対応

3. 今後の予定

1. 経緯

- バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)では、暗号資産や関連するサービスの市場拡大が金融安定上の課題となり得るとの認識のもと、銀行による暗号資産の保有に係る規制の在り方について、以下の通り、これまで累次の検討を重ねてきた。

2019年12月	ディスカッション・ペーパー「暗号資産に係るプルデンシャルな取扱いのデザイン」の公表
2021年6月	「暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシャルな取扱い」に関する第一次市中協議の実施
2022年6月	第二次市中協議の実施

- 第二次市中協議における市中からのフィードバック(計64件)を踏まえて、バーゼル委は最終規則文書案を策定。今般、バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)において、最終規則文書案が承認された。
- これを受けて、バーゼル委は、2022年12月、「暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシャルな取扱い」と題する最終規則文書を公表。

2. 最終規則文書の概要

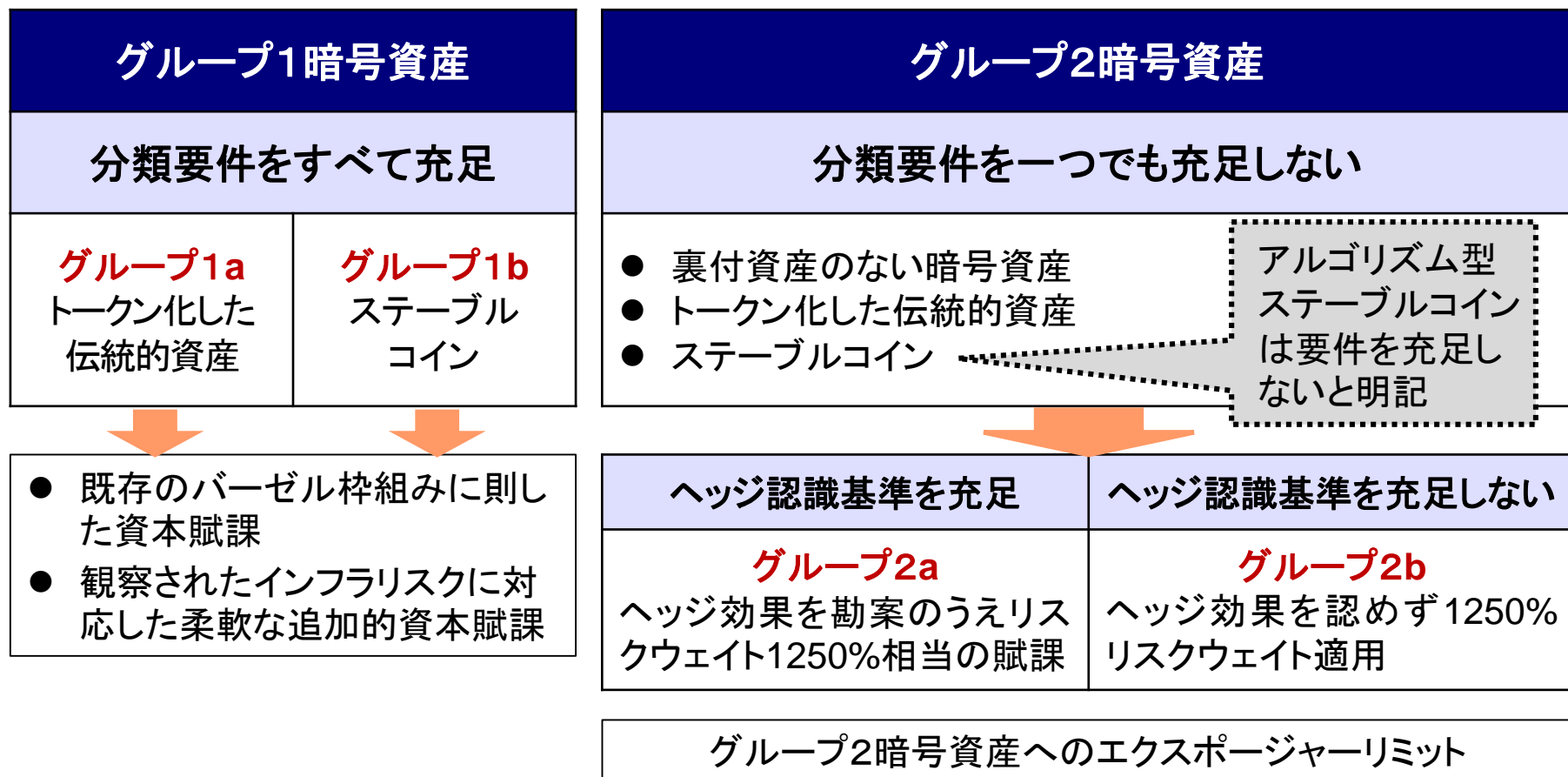
(1) 全体像・規制の枠組み

- 下記の分類要件をすべて満たす暗号資産を「グループ1」暗号資産、一つでも満たさない暗号資産を「グループ2」暗号資産として区分。

- ① 暗号資産が(i)伝統的資産をトークン化したものであること、または(ii)伝統的な金融資産の価値に連動させる価値安定化メカニズムを有し、常に機能していること。
- ② 暗号資産に係る権利・義務が明確に定義され、かつ法的に担保されていること。
- ③ 暗号資産の機能やネットワークに係る重要なリスクが十分に管理・削減されるようデザイン・運営されていること。
- ④ 暗号資産の償還・移転・決済完了等を行う主体が規制・監督されていること。

- 規制の枠組みとしては、グループ1暗号資産については、バーゼル合意の既存の枠組みに則した取扱いとする一方、グループ2暗号資産に対しては、保守的な資本賦課（例：信用リスクの場合、1250%のリスクウェイトを適用）を行う。

- 最終規則文書のポイントを図示すると、以下のとおり。



【その他の規制枠組み】オペレーショナル・リスク(以下、オペリスク)、流動性規制、レバレッジ比率、大口与信規制、監督上のレビュー、開示要件

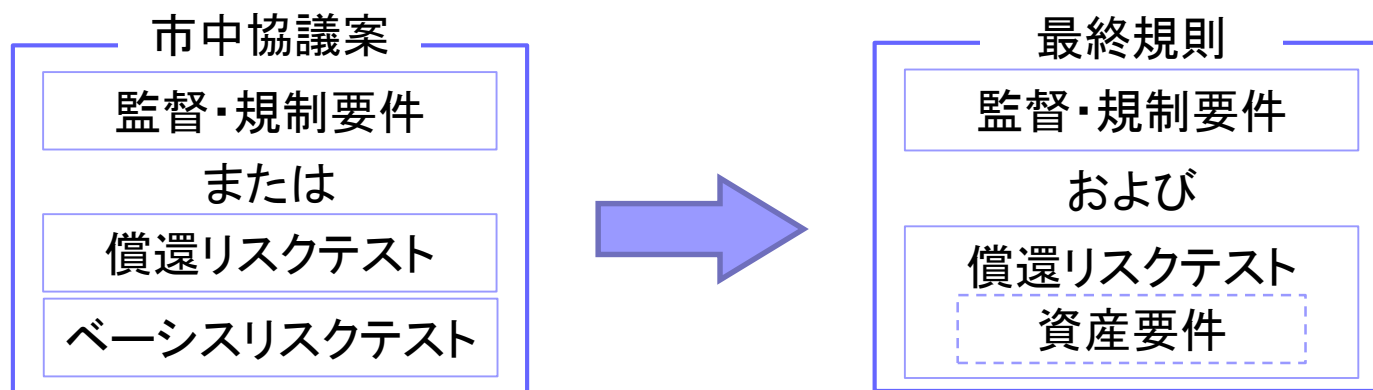
(2) 第二次市中協議を踏まえた主な変更点

① インフラリスクへの追加的資本賦課

- 第二次市中協議文書では、分散型台帳技術といった、暗号資産固有の技術に起因する予期せざるリスク(infrastructure risk)について、より保守的な枠組みを整備する観点から、グループ1暗号資産に一律の追加的な資本賦課(2.5%のリスクウェイトのアドオン)を行うことを提案していた。
- 最終規則文書では、市中からのフィードバックを踏まえて、より柔軟なアプローチに変更し、当該暗号資産の基盤技術の脆弱性が観測された場合に、監督当局が追加的資本賦課を行うことができる枠組みとした。
- バーゼル委としては、このようなアプローチを採ることで、銀行が追加的資本賦課を回避するために、インフラリスクの低減に向けて自ら積極的に対応していくことを企図している。

② グループ1b暗号資産の分類要件

- 第二次市中協議文書では、グループ1b暗号資産となるステーブルコインの分類要件として、ベースリスクテスト及び償還リスクテストを提案しつつ、代替案として、健全性規制監督当局による監督・規制要件を示していた。
- 最終規則文書では、こうした分類要件として、ベースリスクテストを現時点では求めず、監督・規制要件および償還リスクテストの充足を求めることとした。償還リスクテストには新たな要件として、資産要件が追加された(次頁参照)。



【参考】各テストの概要

ベースリスクテスト	裏付資産との価値の乖離が一定の範囲に収まっていることを確認するテスト
償還リスクテスト	償還請求に応じて速やかに対応できるよう十分な裏付資産が存在し、管理されていることを確認するテスト
監督・規制要件	ステーブルコインの発行体が、プルデンシャルな資本・流動性規制を適用する監督当局によって監督・規制されていることを確認する要件

- ベースリスクテストについては、低リスクのステーブルコインを確実に特定できる統計テストを設けることが可能か更なる検討を行い、もしそのようなテストが特定された場合には、追加要件として設定することを検討していく(10頁参照)。
- 償還リスクテストについては、ステーブルコインの裏付資産に関する新たな要件(資産要件)が追加された。バーゼル委は裏付資産の適切な構成についても引き続き検討していく(10頁参照)。

<参考> 資産要件の概要

- 1つまたは複数の通貨にペッグされている暗号資産について、裏付資産は市場リスクと信用リスクが最小となる資産で構成されなければならない。
- こうした資産は、迅速に清算できる資産でなければならない(例えば、HQLA(適格流動資産)のレベル1資産(現金、中銀預金、国債等)として定義されうる)。
- また、裏付資産は、ペッグに使用される通貨と同じ通貨または同じ比率の通貨建てでなければならない。但し、通貨ミスマッチのリスクが適切にヘッジされている場合には、裏付資産のごく一部をペッグに用いられる通貨以外の通貨で保有することができる。

③ グループ2暗号資産へのエクスポージャーリミット

- 第二次市中協議文書では、グループ2暗号資産エクスポージャーの上限をTier1資本の1%とするリミット管理を提案した。リミットに抵触した場合、ヘッジ効果が認められたグループ2a暗号資産へのエクスポージャーに対しても、グループ2b暗号資産と同等の資本賦課（ヘッジ効果を認めず1250%リスクウェイト適用）が行われることとされていた。
- 最終規則文書では、市中からのフィードバックを踏まえ、以下の扱いに変更された。

	第2次市中協議案	最終規則
計測対象	エクスポージャーのロングポジションとショートポジションの絶対値の合計	ロング・ショートポジションの絶対値のいずれか大きい値
閾値	Tier1資本の1%	Tier1資本の1%および2%
リミット抵触時	グループ2暗号資産全体にグループ2b暗号資産と同等の資本賦課。	①1%を超過した場合、超過分に対してのみグループ2b暗号資産と同等の資本賦課。 ②2%を超過した場合、グループ2暗号資産全体にグループ2b暗号資産と同等の資本賦課。

④ 分類要件の評価

- 第二次市中協議文書では、銀行は分類要件に即して暗号資産を評価した後、その分類結果について監督当局に事前承認を求める枠組みを提案していた。
- 最終規則文書では、こうしたプロセスが銀行への過度な負担となるとのフィードバックを踏まえて、監督当局への事前承認を求める代わりに、銀行は分類結果を当局に通知し、当局は分類結果に同意しない場合には、当該結果を覆す(override)権限を有するとの扱いに変更された。

⑤ カストディ資産

- 第二次市中協議文書に対する意見として、銀行が顧客から預かったカストディ資産に対しても、信用・市場・流動性リスクに係る基準が適用されるように読める、との懸念が示された。
- もっとも、こうした読み方は意図するところではなかったため、最終規則文書では、カストディ資産については、一部の要件(オペリスク要件、リスク管理、監督レビュー)のみが適用される旨の明確化を行った。

(3) 継続的な検討課題への対応

- バーゼル委は、暗号資産市場の急速な進展のもとで、以下の5項目について、レビュー条項 (review clauses) を付し、特に継続的なモニタリングの対象にすることとした。

① 統計テスト及び償還リスクテスト:7頁参照

② パーミッションレス型ブロックチェーン^(※):グループ1暗号資産として扱う場合のリスク軽減策や分類要件の調整の要否

③ グループ1b暗号資産の適格金融資産担保としての適否

④ グループ2a暗号資産のヘッジ認識基準に係る見直しの要否

⑤ グループ2暗号資産へのエクスポージャーリミットに係る上限の見直しの要否

(※)取引の承認を、不特定多数、または利用者に匿名の複数の者が行う仕組みを用いた暗号資産を想定。

3. 今後の予定

- 最終規則文書は、2025年1月1日から実施する。
- バーゼル委は、今後、暗号資産市場におけるカストディ業務やステーブルコインの発行を含むより広範な銀行関連の動向に対する評価作業を実施していく。
- また、パーミッションレス型ブロックチェーンを用いた暗号資産の規制上の扱いや、グループ1b暗号資産を特定するための追加的な要件(ステーブルコインの裏付資産の構成、低リスクのステーブルコインを特定するための統計テストの在り方)について2023年末を目途に検討していく。

<参考>バーゼル委の作業計画(2023-2024年)

https://www.bis.org/bcbs/bcbs_work.pdf

- バーゼル委は、引続き、他の基準設定主体や金融安定理事会(FSB)と協調して、ステーブルコインの統合的な国際規制上の取扱いを確保していく。